

日本糖尿病医療学学会「利益相反（COI）に関する資料」

COI 自己申告が必要な金額などの基準は以下のとおりとする。

- ① 医学研究に関連する営利を目的とした企業・法人組織・団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が100万円以上とする。
- ② 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
- ③ 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。
- ④ 企業・組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上とする。
- ⑤ 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上とする。
- ⑥ 企業・組織や団体が提供する研究費については、1つの企業・団体から医学研究（治験、臨床試験費、受託研究費、共同研究費など）に対して支払われた総額が年間500万円以上とする。
- ⑦ 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄附金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間100万円以上の場合とする。
- ⑧ 企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合とする。
- ⑨ その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上とする。

但し、⑥、⑦については、発表者個人か、発表者が所属する部局（講座、分野）あるいは研究室などへ、研究成果の発表に関連して開示すべき COI 関係にある企業や団体などからの研究経費、奨学寄附金などの提供があった場合に申告する必要がある。